

2023年度

自主規制レポート

上場会社等監査人登録制度編

上場会社等監査人登録制度編

目 次

【第1部 制度の概要】	1
1. 上場会社等監査人登録制度	2
2. 上場会社等監査人登録制度を運営する組織	8
【第2部 制度の運営状況】	10
1. 上場会社等監査人登録制度の運営状況	11

本冊子「2023年度自主規制レポート－上場会社等監査人登録制度編－」は、当協会自主規制のうち、上場会社等監査人登録制度の詳細及び2023年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の運用状況を簡潔に取りまとめています(各制度編については、下表のとおりです)。

2023年度自主規制レポート －品質管理レビュー制度編－	品質管理レビュー制度の詳細及び2023年度の運用状況を取りまとめた冊子です。
本冊子 2023年度自主規制レポート －上場会社等監査人登録制度編－	上場会社等監査人登録制度の詳細及び2023年度の運用状況を取りまとめた冊子です。
2023年度自主規制レポート －個別事案審査制度編－	個別事案審査制度の詳細及び2023年度の運用状況を取りまとめた冊子です。
2023年度自主規制レポート －自主規制のモニタリング編－	自主規制のモニタリング機関である自主規制モニター会議の詳細及び2023年度の活動状況を取りまとめた冊子です。

上表の冊子等については、以下の当協会のウェブサイトにてデータ掲載していますので、ご参照ください。

URL : <https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/overview/>

2023年度の自主規制レポートは、制度別の4分冊にて構成しておりますが、以下の項目は「品質管理レビュー制度編」にて掲載しております。ぜひ、こちらも併せてご覧ください。

《メッセージ》

- ・ 当協会会長からのトップメッセージ(i ページ)
- ・ 自主規制担当副会長からのメッセージ(ii ページ)

《概要を知るには…》

- ・ 日本公認会計士協会の概要(iii ページ)
- ・ 自主規制団体としての日本公認会計士協会の取組(iv ページ)



第1部 制度の概要

1

上場会社等監査人登録制度

(1) 上場会社等監査人登録制度

① 2022年(令和4年)公認会計士法令等の改正の概要(上場会社等監査人登録制度の導入)

2022年5月11日に、「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律(令和4年法律第41号。以下「改正法」という。)」が成立し、同月18日に公布されました。

改正法は、上場会社の監査の担い手の裾野の拡大等により中小監査事務所を含む上場会社の監査の担い手全体の監査品質の一層の向上が急務となっていること、共働き世帯の増加や女性活躍の進展がみられること等の会計監査を取り巻く環境変化を踏まえ、上場会社等の財務書類について監査証明業務を行う監査事務所に対する登録制度の導入、監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し等を主な内容としており、概要は、次のとおりです。

1. 会計監査の信頼性確保のための方策

- (1) 上場会社の監査を担う監査事務所の規律の在り方(上場会社等監査人登録制度の法定化)
- (2) 公認会計士・監査審査会によるモニタリング(公認会計士・監査審査会に委任される検査等の権限を監査法人等の業務運営の状況に関するものに限定していた規定の削除)

2. 公認会計士の能力発揮に向けた環境整備

- (3) 監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し
- (4) 組織内会計士向けの指導・支援を広げるための方策(企業等に勤務している公認会計士の登録事項に「勤務先」を追加)

3. 公認会計士の能力向上に向けた環境整備

- (5) 公認会計士の資格要件である実務経験期間の見直し(2年以上 → 3年以上)
- (6) 継続的専門研修の確実な受講を通じた公認会計士の能力向上(受講状況が不適当な者等の登録抹消規定の整備)
- (7) 日本公認会計士協会による会計に関する教育・啓発活動の推進(協会の会則記載事項として会計教育活動を位置付け)

(参考:「2022年公認会計士法改正の概要」、https://jicpa.or.jp/specialized_field/cpa-act/)

この法改正を踏まえて、当協会は2023年1月に臨時総会を開催し、法改正を実現するための会則変更等を行いました。

上場会社等監査人登録制度に関係する会則及び関連する細則変更の概要は、次のとおりです。

1. 会則の改正

- (1) 当協会の事業として、「上場会社等監査人名簿の登録に関する事務を行うこと」を明記
- (2) 上場会社等監査人名簿への登録、登録の審査、登録の取消しに関する規定を新設
- (3) 登録上場会社等監査人の情報開示(当協会のウェブサイトにおける公表)に関する規定を新設
- (4) 「上場会社等監査人登録審査会」の職務・組織・運営に関する規定を新設

2. 細則の改正(「上場会社等監査人登録細則」を制定し、「上場会社監査事務所登録細則」を廃止)

- (1) 登録の申請時に提出が必要となる申請書類の細目に関する規定を新設
- (2) 登録の判断の細目に関する規定を新設
- (3) 当協会のウェブサイトにおける情報の公表等の細目に関する規定を新設
- (4) 登録上場会社等監査人が当協会に届け出なければならない報告事項の細目に関する規定を新設
- (5) 「上場会社等監査人登録審査会」の運営の細目に関する規定を新設

法令の改正及び当協会の制度変更により、これまで自主規制として運営が行われてきた上場会社の監査を行う監査事務所の登録制(上場会社監査事務所登録制度。下記枠内を参照)は、法律上の登録制(上場会社等監査人登録制度)へと改められました。なお、改正法に基づく制度(上場会社等監査人登録制度)の運営は、自主規制として「上場会社監査事務所登録制度」を運用してきた当協会の知見・ノウハウを最大限有効に活用できるようにする目的から、当協会がその運営を行っています。

(参考)法令改正前における上場会社の監査を行う監査事務所の登録制度(上場会社監査事務所登録制度)

当協会は、上場会社と監査契約を締結している監査事務所の監査の品質管理の状況の一層の充実強化を図り、資本市場における財務諸表監査の信頼性を確保する目的から、2007年度より、自主規制の一環として「上場会社監査事務所登録制度」を導入し、運用していました。

この制度では、上場会社の監査を行おうとする監査事務所は、当協会が備える「上場会社監査事務所名簿」への登録を受けなければならないことを定めていました。また、東京証券取引所その他の金融商品取引所に上場する会社は、「上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所からの監査を受けなければならない」ことが、各金融商品取引所の有価証券上場規程などにおいて定められており、当協会と、金融商品取引所の自主規制の両輪により、上場会社等の監査を行う監査事務所の品質管理体制の確保が図られていました。

当協会は、改正法の趣旨を踏まえ、会計監査の信頼性確保、これにより資本市場の健全な成長に資するため、上場会社等監査人登録制度の適切な運営を、2023年度の事業計画における重要項目として掲げ、関係役員・職員一同真摯に取り組んでまいりました。

② 上場会社等監査人登録制度の概要

上場会社等監査人登録制度は、

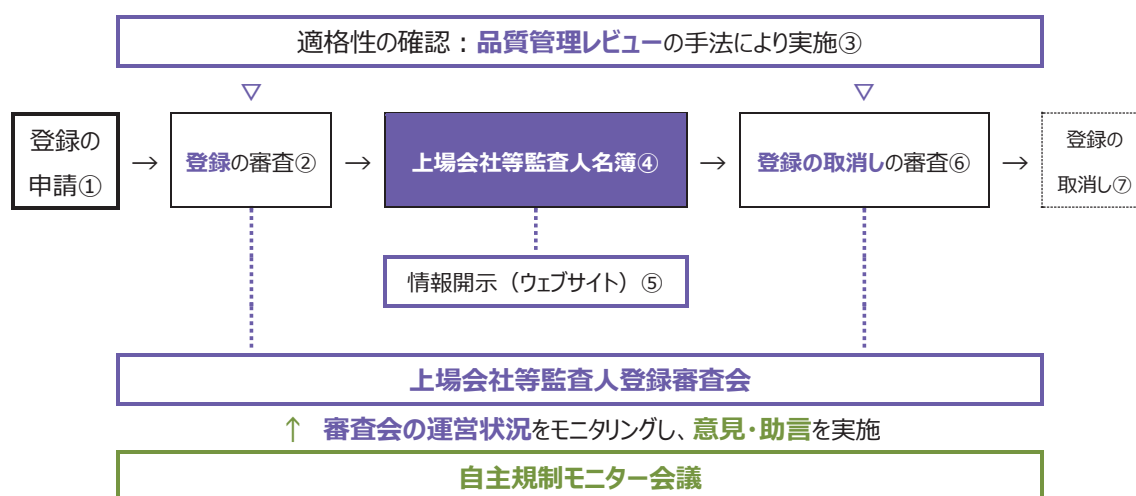
- ① 上場会社等の監査を行う監査事務所(監査法人又は公認会計士)を法律上の名簿(公認会計士法(昭和23年法律第103号。以下「法」という。)第34条の34の2の「上場会社等監査人名簿」をいう。)に登録し、
- ② 登録を受けた監査事務所(以下「登録上場会社等監査人」という。)に対して“高い規律付け”を求め、
- ③ 登録上場会社等監査人が、上場会社等の監査を行う監査事務所として“高い規律付け”を果たしているかどうかを当協会が確認し(以下「適格性の確認」という。)、
- ④ 必要に応じて、登録上場会社等監査人の登録の取消しなどを行うこと

を通じて、会計監査の信頼性確保に寄与することを目的とした制度です。

監査事務所は、上場会社等に対して監査証明業務を行おうとする場合には、上場会社等監査人名簿への登録を受けなければなりません(法第34条の34の2)。また、上場会社等は、登録上場会社等監査人から、財務諸表監査を受けなければなりません(金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項)。

(2) 上場会社等監査人登録制度の全体像

上場会社等監査人登録制度の全体像は、次の図のとおりです。



① 上場会社等監査人名簿への登録の申請

上場会社等監査人名簿への登録の申請を受けようとする監査事務所(以下「登録申請者」という。)は、法令等の定めるところにより、登録申請書類を当協会に提出しなければなりません。

監査法人が提出しなければならない登録申請書類の一覧は、次のとおりです。なお、一部の書類については、記載例又は様式を、当協会の会員専用ページに掲載しています。

通番	書類名
1	登録申請書
2	法第34条の34の6第1項各号のいずれにも該当しないことを証する書面
3	登記事項証明書
4	定款の写し
5	説明書類の記載事項を記載した書類
6	公認会計士である社員の経歴書
7	社員である公認会計士及び特定社員の氏名及び登録番号を記載した書類

8	【様式第1号】誓約書
9	【様式第2号】登録事務所概要書
10	【様式第3号】監査契約会社リスト
11	【様式第3号別紙1】ローテーションの計画
12	【様式第4号】共同監査の具体的方法
13	直前期の「業務及び財産の状況に関する説明書類」
14	継続的専門能力開発制度における履修必要単位数を履修していることを証する書面(申請前の3事業年度分)

② 上場会社等監査人名簿への登録の審査

登録申請者からの申請を受け、当協会は「登録の審査のためのレビュー」を行います。登録の審査のためのレビューにおいて、登録申請者のリスク評価プロセスを含む品質管理システムの整備の状況が確認されます。上場会社等監査人登録審査会は、その確認結果を踏まえ、「登録の実施」又は「登録の拒否」を判断します。

2022年度の公認会計士法令の改正により、上場会社等の監査を行う監査事務所は“より高い規律付け”を果たすことが求められます。当協会は、“より高い規律付け”の目線を示す目的から、2023年6月29日付で、「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を公表しています。

登録申請者に対して実施される「登録の審査のためのレビュー」においても、ガイドラインで提示された目線を基にして判断が行われることとなります。

ガイドラインに記載のある項目は、次のとおりです。

- I. 品質管理レビュー手続第590-7項に掲げる事項の取扱い
 1. 監査業務の品質を重視する風土、監査事務所のガバナンスや組織運営
 2. 職業倫理及び独立性(監査責任者等及びチームメンバーのローテーション管理)
 3. 不正リスク対応
 4. 契約の新規の締結及び更新
 5. 専門要員の教育・訓練
 6. 業務の実施
 7. 監査ファイルの最終的な整理並びに監査調書の管理及び保存
 8. その他
- II. 公認会計士法第34条の13に規定する業務管理体制の整備状況
 - ・ 業務に使用するPCの管理
 - ・ 専門的な見解の問合せ
- III. 公認会計士法施行規則第87条第2号に掲げる上場会社等の監査を公正かつ的確に行うための業務の品質の管理を行う体制の整備状況
 - ・ 専任の部門の設置

- ・ 主として従事する公認会計士の選任
- Ⅳ. 上場会社等の監査業務(受嘱予定の監査業務を含む。)がない場合
- Ⅴ. その他：社員の法人業務への関与度合い

③ 適格性の確認

「上場会社等監査人名簿への登録の審査」及び「上場会社等監査人名簿からの登録の取消しの審査」に当たっては、“適格性の確認”のための調査が行われます。

“適格性の確認”とは、上場会社等の監査を行う監査事務所が、上場会社等の監査を公正かつ的確に遂行するための体制を適切に整備できているかを確認することを指しています(会則第46条の5第1項)。“適格性の確認”に当たっては、品質管理レビューその他の調査が行われることとなります(同条第2項)。

なお、②に提示するガイドラインは、“適格性の確認”のために品質管理レビューを実施する際にも利用されます(品質管理レビューの実施状況については、「品質管理レビュー制度編」第2部をご参照ください)。

④ 上場会社等監査人名簿

登録の申請が承認された監査事務所は、上場会社等監査人名簿に登録され、登録上場会社等監査人となります。上場会社等監査人名簿は協会に備え置かれ、公衆の縦覧に供されています。

登録上場会社等監査人には、法令上、次の義務が課されることとなります。

- ① 監査法人のガバナンス・コードの受入れ／情報開示の充実のための取組の実施
 - ・ 公認会計士法施行規則(以下「施行規則」という。)第93条、第95条及び第96条の規定に基づき、登録上場会社等監査人は、業務の品質の管理の状況等の評価結果及びその理由等を公表するための体制の整備、上場会社等の監査証明業務のステークホルダーに対して経営管理の状況等を公表するための体制の整備及び「監査法人の組織的な運営に関する原則(監査法人のガバナンス・コード)」の適用状況を公表するための体制の整備を行うことが求められます。
- ② 変更登録の申請
 - ・ 法第34条の34の8及び施行規則第88条の規定に基づき、登録上場会社等監査人は、上場会社等監査人名簿の登録事項に変更が生じた場合は、直ちに変更の登録を申請しなければなりません。

⑤ 当協会のウェブサイト等を通じた情報開示

上場会社等監査人名簿の公衆縦覧のほか、当協会は、登録上場会社等監査人に関する情報を、当協会のウェブサイト「登録上場会社等監査人情報」において公表しています。

ウェブサイト「登録上場会社等監査人情報」で閲覧できる主な情報は、次のとおりです。登録上場会社等監査人は、ア及びイに関する情報に関し、細則で定められる頻度により報告を行うことが求められます。

- ア. 登録上場会社等監査人の概要情報(名称・所在地・連絡先・代表者名・専門要員数・上場会社等の監査契約数)
- イ. 『透明性報告書』又は『監査品質に関する報告書』を通じた経営管理の状況等(施行規則第95条)及び「監査法人の組織的運営に関する原則(監査法人のガバナンス・コード)」の適用状況(施行規則第96条)に関する情報
- ウ. 品質管理レビューの実施状況(原則として直近2回分)
- エ. 金融庁又は当協会からの懲戒処分等を受けた場合には、当該懲戒処分等を受けた旨及びその理由

⑥ 上場会社等監査人名簿からの登録の取消しの審査

登録上場会社等監査人は、金融庁から行政処分を受けた場合や、当協会の品質管理レビューを受けた結果、極めて重要な不備事項又は重要な不備事項が見受けられ、「辞退勧告」が講じられた場合には、登録の取消しの審査の対象となります。

上場会社等監査人登録審査会が、登録上場会社等監査人の登録を取り消すことが相当と認めた場合、当該登録上場会社等監査人の登録が取り消されることとなります。

⑦ 上場会社等監査人名簿からの登録の取消し

上場会社等監査人名簿から登録を取り消された監査事務所は、取消しの日から3年を経過しない間は、上場会社等監査人名簿への登録申請を行ったとしても、その登録が拒否されます(法第34条の34の6第1項第1号)。

なお、登録を取り消された監査事務所は、その取消しの日前に締結された上場会社等の監査契約に関しては、例外的に監査業務を行うことができます(法第34条の34の9第6項)。

2

上場会社等監査人登録制度を運営する組織

上場会社等監査人登録制度は、上場会社等監査人登録審査会を中心に運営されています。上場会社等監査人登録審査会の職務と組織は、下表のとおりです。

2023年度は、11回の上場会社等監査人登録審査会が開催されました。各回における議題等については、下記リンク先に掲載する議事要旨よりご確認ください。

<https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/lcaf/>

組織名	上場会社等監査人登録審査会
職務	① 上場会社等監査人名簿への登録の審査 ② 登録上場会社等監査人の登録の取消しの審査 ③ その他①・②に準ずるもので、上場会社等監査人登録制度の運営に関し必要な事項
構成	定員：7人 審査会長(本会の会長)：1人 会員外の委員：4人(金融庁職員／学識経験者／経済界の出身者／投資家) 会員委員：2人

上場会社等監査人登録審査会は、審査の透明性及び客観性を確保する目的から、会員外の委員が会員委員よりも多い組織構成により運営されています。

2024年3月31日時点における上場会社等監査人登録審査会の委員は、次のとおりです。

審査会長	茂木 哲也(日本公認会計士協会 会長)
委員(会員外)	齊藤 貴文(金融庁企画市場局企業開示課 開示業務室長)
〃	蟹江 章 (青山学院大学大学院 教授)
〃	後藤 敏文(公益社団法人日本監査役協会 専務理事)
〃	水口 啓子(BIPROGY株式会社 社外監査役)
委員(会員)	小暮 和敏(公認会計士)
〃	浅井 万富(公認会計士)

また、会員外の委員の役割・選任理由は、次の表のとおりとなります。

氏名(属性)	役割・選任理由
<p>齊藤 貴文 (金融庁職員)</p>	<p>監督当局の立場から、公認会計士法令に定めのある監査法人の体制整備や、「監査法人のガバナンス・コード」をはじめとする情報開示等の高い規律付けについて、その制度趣旨を踏まえた上での意見を得ることによって、より深度ある審議を実現できると考えられたため。</p> <p>齊藤貴文委員にあつては、上記の役割が期待できるほか、「監査法人のガバナンス・コード」の改訂などに関して監督当局の立場から関与があり、登録審査会の委員として、公認会計士登録等の審査も行っているため、上場会社等監査人登録審査会の外部委員として適任と考えられた。</p>
<p>蟹江 章 (学識経験者)</p>	<p>学識経験を有する者から、公認会計士監査及び監査業務の品質の管理に関する監査論・公認会計士制度論も踏まえた意見を得ることによって、より深度ある審議を実現できると考えられたため。</p> <p>蟹江章委員にあつては、上記の役割が期待できるほか、品質管理委員会の外部委員として、監査事務所の品質管理に関する審査に関与した経験もあることから、上場会社等監査人登録審査会の外部委員として適任と考えられた。</p>
<p>後藤 敏文 (経済界の出身者)</p>	<p>登録上場会社等監査人に対しては、より高い規律付けとして、「監査法人のガバナンス・コード」の適用が求められることを踏まえたとき、上場会社等の経営及びガバナンスに関する知見を有する者からの意見を得ることによって、より深度ある審議を実現できると考えられたため。</p> <p>後藤敏文委員にあつては、上記の役割が期待できるほか、当協会の自主規制モニター会議や、倫理委員会有識者懇談会の委員を歴任していることから、上場会社等監査人登録審査会の外部委員として適任と考えられた。</p>
<p>水口 啓子 (投資家)</p>	<p>登録上場会社等監査人に対しては、より高い規律付けとして、情報開示の拡充が求められていることを踏まえたとき、財務報告をはじめとする開示情報の利用者の立場にある者からの意見を得ることによって、より深度ある審議を実現できると考えられたため。</p> <p>水口啓子委員にあつては、上記の役割が期待できるほか、公認会計士・監査審査会の委員として、監査事務所の業務管理態勢・品質管理態勢に関する審査に関与があったことから、上場会社等監査人登録審査会の外部委員として適任と考えられた。</p>



第2部 制度の運営状況

1

上場会社等監査人登録制度の運営状況

(1) 法令上の経過措置の適用を受けるための届出書の提出状況

2023年3月31日までの制度において、自主規制としての上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されていた監査事務所は143事務所(監査法人：133、共同事務所：2、個人：8)ありました。

改正法では、所定の期間(2023年4月1日から4月14日まで)において、法令上の経過措置(上場会社の監査を行うことができること)の適用を受けるための届出を行った場合には、経過的に上場会社等の監査を行うことが可能となります。

当該期間内における届出の提出状況は、次の表のとおりです。なお、表中で未届となった監査事務所は、2023年3月31日時点において契約していた監査業務を除き、上場会社等の監査業務から撤退することとなりました。

登録の種別	届出件数	未届件数	合計
上場会社監査事務所名簿			
監査法人	124	1	125
公認会計士 [※]	8	3	11
準登録事務所名簿(品質管理レビュー実施前監査事務所)			
監査法人	7	0	7
公認会計士	—	—	—
準登録事務所名簿(品質管理レビュー実施済監査事務所)			
監査法人	0	1	1
公認会計士 [※]	0	5	5
合計	139	10	149

※公認会計士共同事務所は、法律上は個人(公認会計士)として取り扱われるため、上場会社監査事務所名簿に登録されていた共同事務所【所属公認会計士：4名】、準登録事務所名簿(品質管理レビュー実施済監査事務所)に登録されていた共同事務所【所属公認会計士：4名】は、この表において、それぞれ「公認会計士」として計上されています。

(2) 上場会社等監査人名簿への登録の申請状況

2023年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで。以下同じ。)における上場会社等監査人名簿への登録申請の状況は、次の表のとおりです。

件数	審査中	登録の実施	登録の拒否	申請の取下げ
84件	27件	19件	0件	38件

(3) 登録上場会社等監査人からの変更登録申請の状況

2023年度における登録上場会社等監査人からの変更登録申請の状況は、次の表のとおりです。

件数	審査中	変更登録の実施
6件	0件	6件

(4) 登録上場会社等監査人(みなし登録上場会社等監査人を含む。)に関する当協会ウェブサイトを通じた情報開示の状況

① 金融庁長官又は当協会の懲戒処分等を受けたことに関する情報開示

登録上場会社等監査人が、金融庁長官又は当協会の行う懲戒処分等を受けた場合は、当該懲戒処分等を受けた旨及びその理由が所定の期間開示されることとなります。

2023年度において、金融庁長官又は当協会の懲戒処分等を受けたことに関する情報開示の対象となった監査事務所数は、次の表のとおりです。

金融庁長官が行う懲戒処分に伴う情報開示の件数	3事務所
当協会会長が行う懲戒処分に伴う情報開示の件数	2事務所

② 登録上場会社等監査人からの定期報告／変更報告に基づく情報開示

登録上場会社等監査人は、会計年度終了後3か月以内に定期報告を、ウェブサイトにおける公表事項に変更が生じた場合には、変更が生じた日から起算して30日以内を原則として変更報告を、それぞれ提出することが求められます。

2023年度における、定期報告及び変更報告の届出件数は、次の表のとおりです。

定期報告	134件
変更報告	198件

※制度上、定期報告の提出期間内に変更事項が生じた場合には、「定期報告を兼ねる変更報告」として届出が可能となります。ここでは、「定期報告を兼ねる変更報告」は、定期報告として取り扱い、件数を計上しています。

(5) 上場会社等監査人名簿からの登録抹消の状況

2023年度において、上場会社等監査人名簿からの登録抹消を受けた監査事務所は0件です。

(6) その他2023年度内における特記事項

① 「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン」の制定・公表

当協会は、レビューチームが、適格性の確認のために品質管理レビューを行うに当たり、登録申請者又は登録上場会社等監査人が、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するに足りる体制を備えているかどうかを判断するに当たっての着眼点及び判断基準を示すことを目的として「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン」を制定し、6月29日に公表しました(第1部1(2)②を参照)。

② 「セルフアセスメントに関する質問票」の発信・回答の集計

当協会は、2024年10月以降においても上場会社等の監査業務を継続する意向があるみなし登録上場会社等監査人に対して、ガイドライン内に記載のある判断基準に該当していないかどうかを自己点検してもらう目的から、質問票を作成し、7月6日に発信しました(質問票の発信時点において133監査事務所)。7月31日まで(大手の4監査法人にあっては、8月31日まで)に回答を入力し、当該回答内容の集計・分析を行いました。



日本公認会計士協会